

## ◎精神障害者を対象とした支援施策

### ① 障害者雇用率制度における精神障害者の特例

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を各企業の雇用率（実雇用率）に算定。短時間労働者である精神障害者についても0.5人分として算定。（平成18年4月から実施）

### ② 精神障害者雇用トータルサポーターの配置

精神障害の専門的知識を有する「精神障害者雇用トータルサポーター」をハローワークに配置し、精神障害者等の求職者に対して専門的なカウンセリング、就職準備プログラム及び事業主への意識啓発等の支援を実施。

### ③ 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金

一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者等ステップアップ雇用」に取り組む事業主に対し奨励金を支給。

### ④ 精神障害者雇用安定奨励金

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、奨励金を支給。

### ⑤ 精神障害者に対する総合的雇用支援

地域障害者職業センターにおいて、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置し、主治医等との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る様々な支援ニーズに対して、総合的な支援を実施。（全国47センターで実施）

### ⑥ 医療機関等との連携によるジョブガイダンス事業

ハローワークから医療機関等に出向いて、利用者向けの就職活動に関する知識や方法等についてガイダンス及び職員向けの精神障害者等の雇用状況等に関するガイダンスを実施することにより、就職に向けた取組を的確に行えるよう援助を実施。

## ◎精神障害者が利用できる主な支援施策

### ① ハローワークにおける職業相談・職業紹介

個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施。

併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施。

### ② 特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成。

### ③ 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所が、障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、障害者雇用に取り組むきっかけをつくり、常用雇用への移行を目指す。

### ④ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

職場への円滑な適応を図るため、職場にジョブコーチが出向いて、障害者及び事業主双方に対し、仕事の進め方やコミュニケーションなど職場で生じる様々な課題や職場の状況に応じて、課題の改善を図るための支援を実施。

### ⑤ 職場支援従事者配置助成金

重度知的障害者又は精神障害者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、職場支援従事者の配置を行う事業主に対して、助成金を支給。

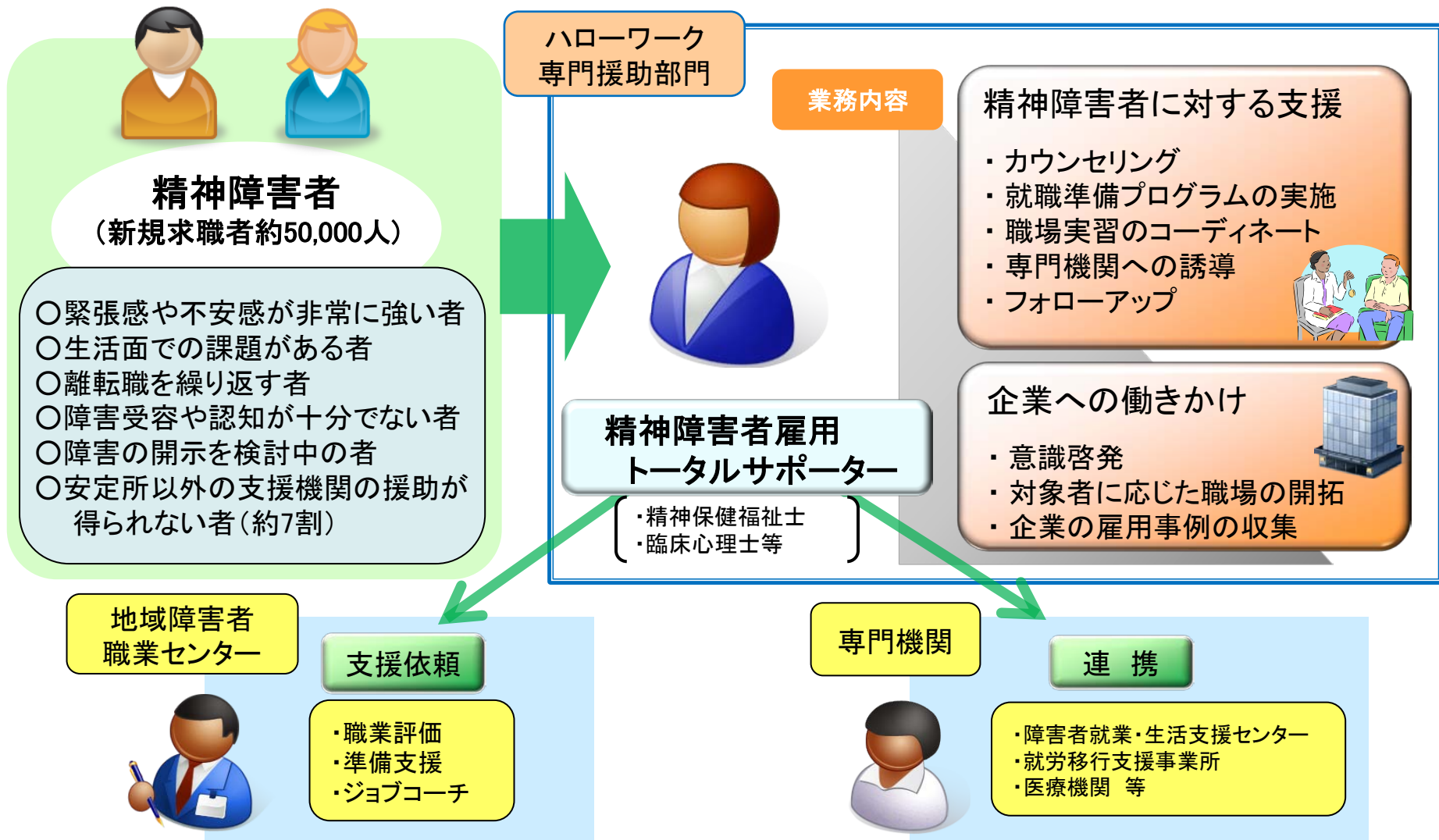
### ⑥ 障害者就業・生活支援センター事業

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面にわたる一体的な支援を実施。（24年11月現在：316か所）

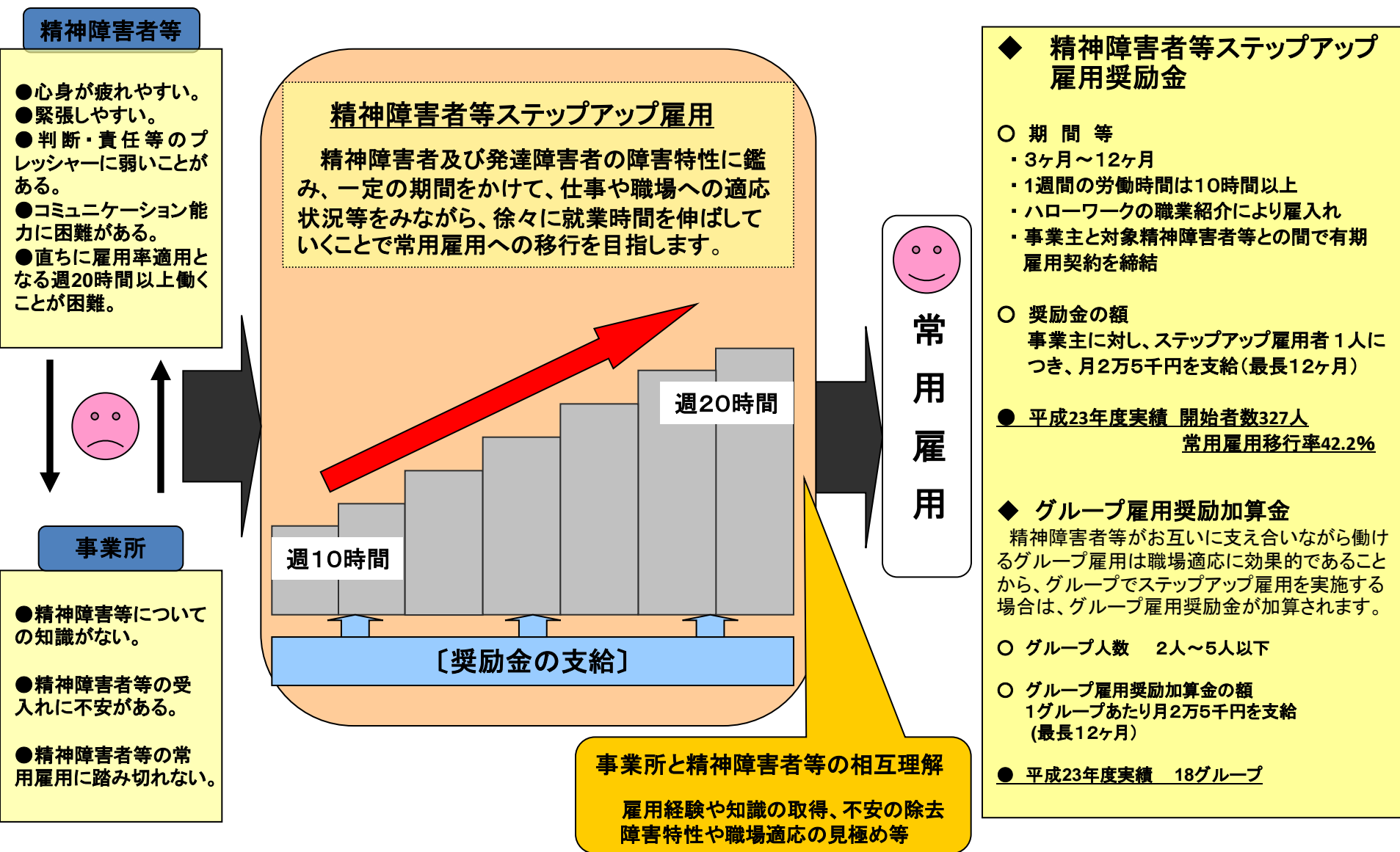
# ① 精神障害者雇用トータルサポーターの配置

ハローワークにおいて、求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、企業に対して精神障害者の雇用に関する意識啓発などの業務を実施

- 平成23年度実績 就職に向けた次の段階への移行率 77.5% ※相談支援を終了した者のうち、就職、職業訓練等へ移行した割合
- 配置人数 301人(平成24年9月末現在)



## ② 「精神障害者等ステップアップ雇用」による常用雇用への移行の促進



# ③ 精神障害者雇用安定奨励金の概要

(平成22年度新規事業)

## 1 趣旨

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、新規雇用した精神障害者や在職中の精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、奨励金を支給する。

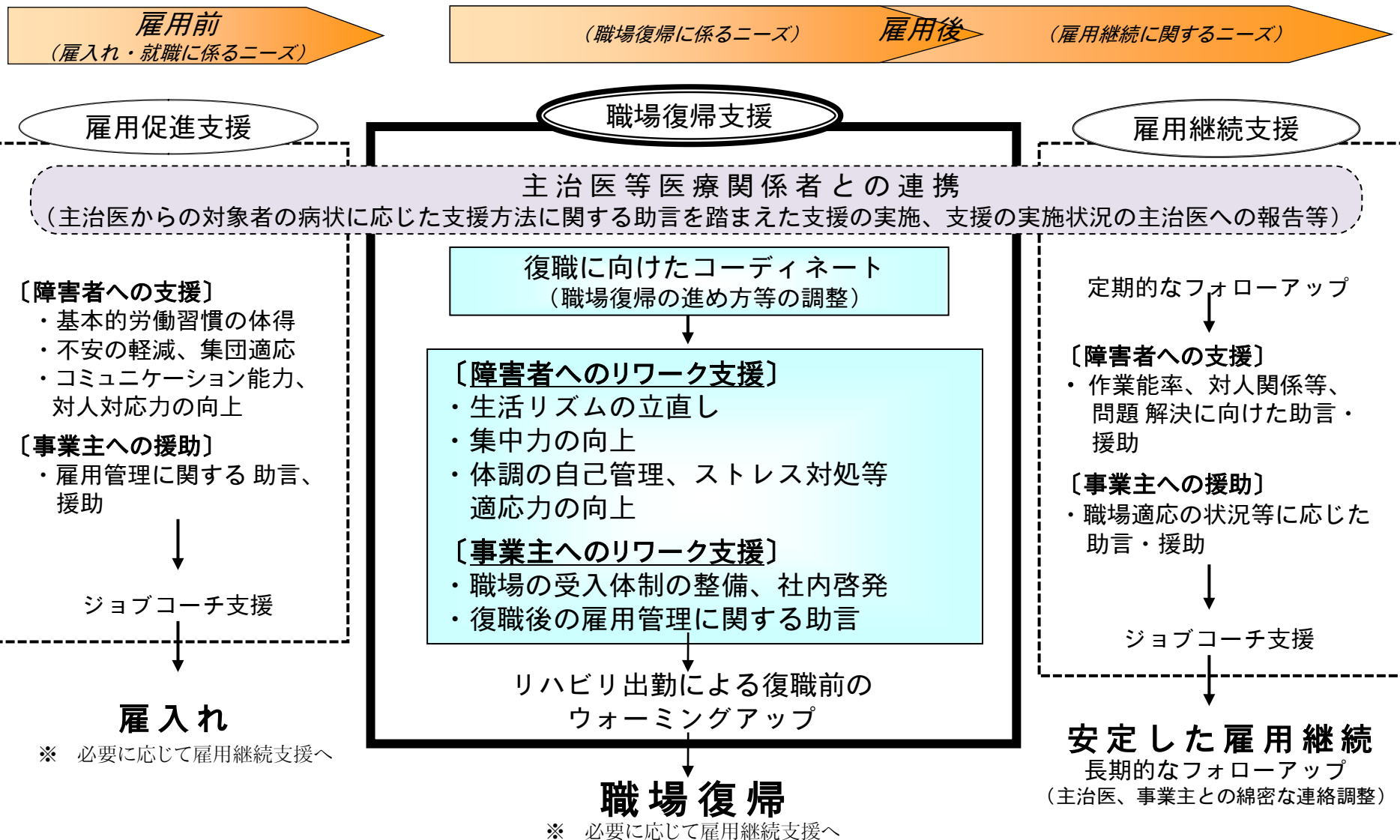
●平成23年度実績 支給件数3件／利用届出提出件数9件

## 2 奨励金の内容

	対象	支給額	対象事業主
1	精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱した場合	雇用1人当たり 年180万円を上限 委嘱1人当たり 1回1万円	精神障害者を新規雇用する事業主
2	社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修させた場合	履修に要した費用の2/3 (上限50万円)	
3	社内で精神障害に関する講習を実施した場合又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に資する講習を受講させた場合	講習に要した費用の1/2 (1回5万円を上限、年5回を上限)	精神障害者を新規雇用又はうつ病等休職者を復帰させる事業主
4	在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合	配置した在職精神障害者 1人当たり25万円	

## ④ 精神障害者に対する総合的雇用支援

◎ 主治医等との連携の下、職場復帰支援（リワーク支援）など支援ニーズに応じた精神障害者に対する総合的な雇用支援を全国の地域障害者職業センターで実施



●23年度実績 職場復帰支援の復職率 85.4% (支援対象者数1,953人)

## ⑤ 医療機関等との連携によるジョブガイダンス事業

医療機関等を利用している精神障害者及び発達障害者を対象に、ハローワークの職員が医療機関等を訪問して、就職活動に関する知識や方法についてガイダンスを行うことにより、職業準備性や就職意欲を高め、就職に向けた取組を的確に行えるよう援助する。

また、平成24年度より医療機関等の職員等を対象に、障害者の雇用支援策に関する理解等を促進するためのガイダンスを行い、医療機関等と安定所との連携による精神障害者の職業紹介業務等を目指す。

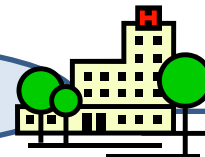
●平成23年度実績 ジョブガイダンス受講人数1,779人(全国の377箇所の医療機関等で実施)

ハローワーク



出向き、ガイダンスを実施

連携先機関



- 精神科病院 ○精神科診療所 ○精神保健福祉センター ○保健所
- 障害福祉サービス事業者 ○発達障害者支援センター 等

### 【利用者向け】

- 対象者： 就職意欲の高い「精神障害者」・「発達障害者」
- 内 容：
  - オリエンテーション、職業講話(働く意義、労働市場の動向等)
  - 求職活動の方法(求人情報の見方、履歴書の書き方、電話の対応方法、面接の受け方等)
  - 職場におけるマナー
  - 服薬管理の重要性 等

### 【医療機関等の職員向け】

- 対象者： 医療機関等の医師、看護師、保健師、医療ソーシャルワーカー等
- 内 容：
  - 精神障害と雇用(雇用事例、その効果等)
  - 精神障害者の雇用状況(障害者雇用率の状況等)
  - 精神障害者等を支援する機関との連携
  - 安定所の業務内容
  - 安定所での相談・支援の進め方 等

就職に向けた取組

(求職活動、職業訓練等)

安定所と連携した就労支援

# 精神障害者の雇用への理解促進のための周知・啓発の状況

## 働く精神障害者からのメッセージ発信事業

平成14年度から、一部見直しを含め実施しており、企業などで就労している精神障害者からのメッセージ等を伝えるセミナーをブロック別で実施。

### 【平成23年度のセミナー開催状況】

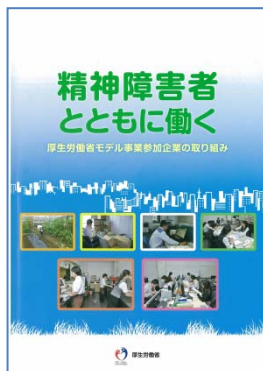
開催場所： 埼玉、東京、山梨、三重、鹿児島  
参加者： 計1,285人

## 精神障害者雇用促進モデル事業

精神障害者の雇用の経験やノウハウが十分でない企業に、雇用促進のための取組を委託し、ノウハウを構築するモデル事業を実施(平成21～22年度)。平成23年度からその成果を普及する啓発事業を実施。

### 【実績】

- モデル事業の実施(平成21～22年度)  
新規雇用者数： 10企業で68名
- 成果発表会を開催(平成23年2月)  
参加者： 約250人
- 事例集(右参照)の作成(平成23年度) 部数： 1,450部
- モデル事業ブロック別セミナーを6箇所で開催(平成23年度～)  
参加者： 計1,364人



## 高齢・障害・求職者雇用支援機構による マニュアル・ガイドブック

精神障害者の雇用促進に向けた技法や調査研究の成果をガイドブック等にまとめ、企業等に配付し、就労支援・雇用管理ノウハウの普及を図っている。

- ①精神障害者雇用管理マニュアル(平成7年3月初版、平成23年3月改訂) 部数： 30,500部
- ②精神障害者のための職場改善好事例集—平成21年度障害者雇用職場改善好事例集の入賞事例から—(平成22年1月) 部数： 10,000部
- ③コミック版障害者雇用マニュアル 精神障害者と働く(平成19年3月) 部数： 20,000部
- ④精神障害者相談窓口ガイドブック(平成11年度初版、平成21年3月改訂) 部数： 7,500部
- ⑤精神障害者雇用管理ガイドブック(平成24年2月) 部数： 10,000部



# 発達障害者の雇用支援施策

## ◎ 発達障害者を対象とした支援施策

### ① 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センター等に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、きめ細かな個別相談、支援を実施する。

※就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)の配置(安定所)  
平成24年度:39局64名

### ② 発達障害者の就労支援者育成事業

発達障害者支援関係者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を実施することにより、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発周知事業を実施する。

※実施箇所数:10箇所(職場実習は47局)

### ③ 発達障害者雇用開発助成金

発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、発達障害者について、ハローワークの職業紹介により雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行う。

### ④ 発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及び地域障害者職業センターにおける「発達障害者就労支援カリキュラム」の実施

発達障害者の雇用促進に資するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて発達障害者の就労支援に関する研究を行うとともに、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及びその蓄積を図る。

また、これら技法開発の成果を活用し、地域障害者職業センターの一部で「発達障害者就労支援カリキュラム」を実施し、発達障害者に対する支援の充実を図る。

※(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構交付金事業

## ◎ 発達障害者が利用できる支援施策

### ① ハローワークにおける職業相談・職業紹介

個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施する。併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

### ② 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所が、障害者を短期の試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れることにより、障害者雇用に取り組むきっかけをつくり、常用雇用への移行を目指す。

### ③ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

障害者が職場に適応できるよう、地域障害者職業センター等に配置されているジョブコーチが職場に出向いて直接的・専門的支援を行うとともに、事業主や職場の従業員に対しても助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案する。

### ④ 障害者就業・生活支援センター事業

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面にわたる一体的な支援を実施する。  
(平成24年11月現在:316か所)

### ⑤ 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金

一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者等ステップアップ雇用」に取り組む事業主に対し奨励金を支給する。  
(平成22年10月から対象)

### ⑥ 医療機関等との連携によるジョブガイダンス事業

ハローワークから医療機関等に出向いて、利用者向けの就職活動に関する知識や方法等についてガイダンス及び職員向けの精神障害者等の雇用状況等に関するガイダンスを実施することにより、就職に向けた取組を的確に行えるよう援助を実施する。  
(平成22年10月から対象)



# ① 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

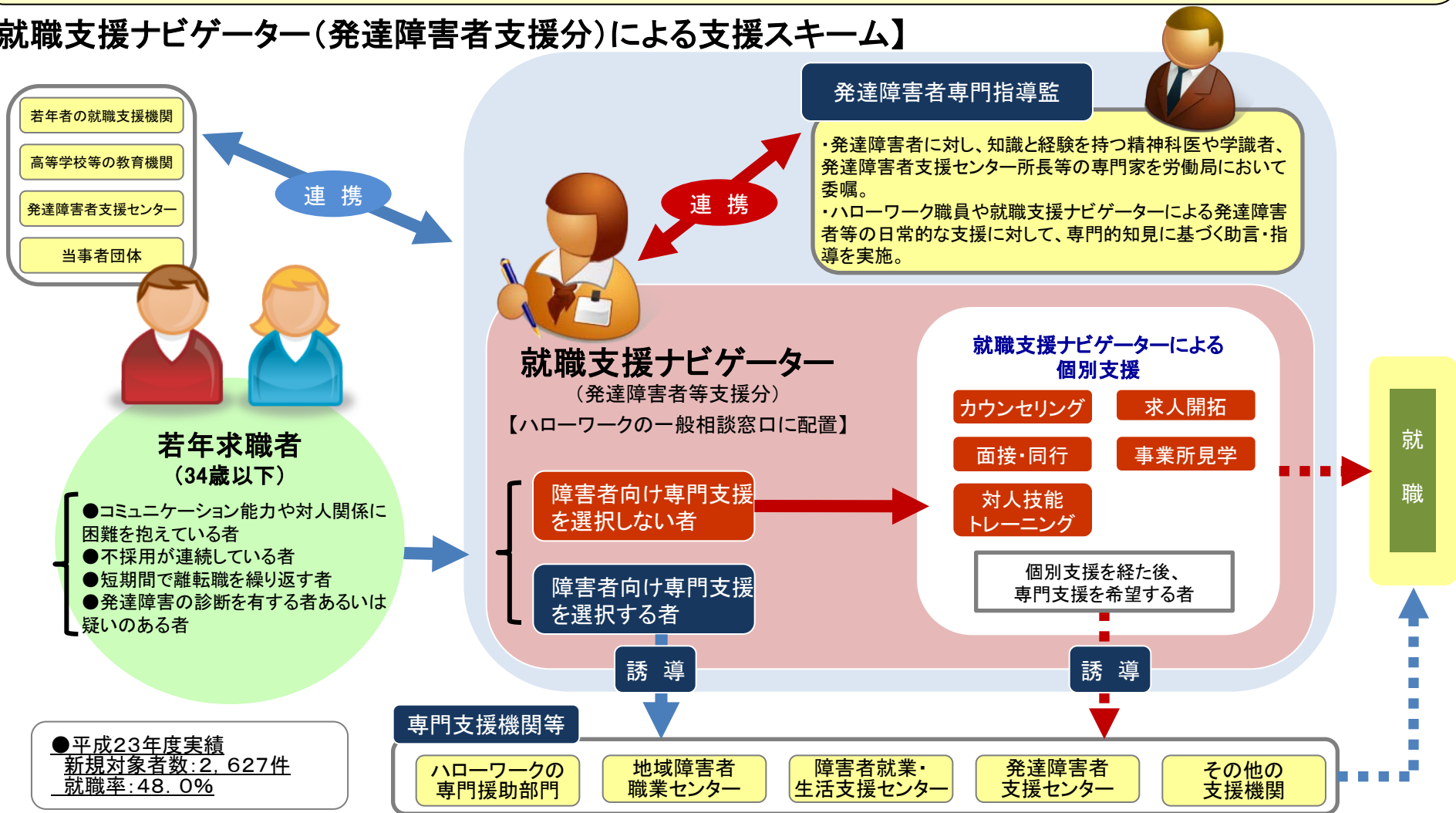
●ニート等の若年者に対する就職支援と障害者に対する就労支援の両面から、コミュニケーション能力に困難を抱える要支援者向けの総合的な支援を行う事業を実施。

①若年者の就職支援を行う機関と障害者の就労支援機関の連携体制を構築。

②発達障害等、様々な要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている要支援者に対して、自らの特性と支援の必要性についての気づきを促し、適切な支援への誘導を行う。

③発達障害者に対する専門的支援の強化を図ること等により、要支援者のニーズに応じた適切な相談・支援を実施し、要支援者の円滑な就職の促進を図る。

## 【就職支援ナビゲーター(発達障害者支援分)による支援スキーム】



※平成24年度実施局(予定): 富山、福井、山梨、和歌山、鳥取、島根、徳島、高知以外の39局(石川、滋賀、奈良、香川、佐賀は24年新規実施)

## ② 発達障害者就労支援者育成事業

### 趣旨

発達障害者の就労支援に対するニーズが高まる中で、発達障害者の雇用促進と職業生活の安定に資するため、支援機関や事業主等の発達障害者に対する理解を促進し、就労支援ノウハウを付与する以下の事業を実施する。  
(平成18年度から実施)

民間団体等に委託  
(22年度～ 10カ所)

#### 就労支援関係者講習

発達障害者に対する就労支援に係る知識、ノウハウを付与するため、各方面の関係者を集めて講習を実施。

#### 対象者

- ・医療、保健、福祉及び教育等関係機関における支援者
- ・障害者雇用関係業務を行う労働機関職員

#### 内容

- 以下の内容を含む講習とする。
- ・障害者雇用対策の現状
  - ・発達障害者の障害特性及び職業生活上の課題
  - ・発達障害者の特性を踏まえた効果的な支援技法 等

#### 体験交流会

発達障害者の職業生活上の様々な困難や支援ニーズ等を把握するため、在職・求職中の発達障害者と就労支援者等が専門家の助言を得ながら、意見交換を行う交流会を実施。

#### 対象者

- ・医療、保健、福祉及び教育等関係機関における支援者
- ・障害者雇用関係業務を行う労働機関職員
- ・事業主又は人事労務担当者
- ・在職・求職中の発達障害者

#### 内容

- 以下の内容を含む交流会とする。
- ・発達障害者本人が就職活動において困難を感じていること
  - ・発達障害者本人が支援機関に求めること 等

都道府県労働局で実施  
(23年度～ 47局で実施)

#### 体験型啓発周知事業

発達障害者に対する理解を促進し、雇用管理のノウハウを付与するため、事業所等において、短期間の職場実習を実施。

#### 対象者

- ・事業主
- ・求職中の発達障害者

#### 内容

- ・職場実習(2週間程度)
- ・職場実習前の事前打合せ
- ・職場実習後における専門家を招いての意見交換会 等

発達障害者の就労支援を行うための地域の共通基盤を形成

### ③ 発達障害者雇用開発助成金

●平成23年度実績 支給件数63件／雇入れ件数41件

#### 1 趣旨

発達障害のある人は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴うが、事業主においては、発達障害者の雇用経験が少ないことや、発達障害者について職務遂行上障害となる症状等が明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、発達障害者を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



#### 2 内容

##### (1) 対象事業主

発達障害者を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

##### (2) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※

※ 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

##### (3) 雇用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

## ④ 発達障害者に対する体系的支援プログラム

○ 発達障害者は、個別の多様な障害特性に配慮したより専門的な支援が必要であることから、障害者職業総合センターが開発した「ワークシステム・サポートプログラム」を平成19年度から一部のセンターで試行的に実施し、平成24年度からは14センターにおいて先行的に導入。

○ 平成25年度から、「ワークシステム・サポートプログラム」に加え、「求職活動支援」と「関係機関との発達障害者就労支援ネットワークの構築」に係るノウハウを有機的に組み合わせた「発達障害者に対する体系的支援プログラム」を全国(47センター及び多摩支所)で新たに導入し、発達障害者に対する職業リハビリテーションサービスの充実・強化を図る。

### ワークシステム・サポートプログラム

センター内での技能体得のための講座(技能体得講座)  
【8週間程度】

- ・ 問題解決技能
- ・ 対人技能
- ・ リラクゼーション技能
- ・ 作業マニュアル作成技能

事業所での体験実習等を通じた実践的な支援(実践的支援)  
【4週間程度】

- ・ 事業所での体験実習を実施(各種技能を事業所で実践的に支援)
- ・ 事業所での状況を踏まえ、技能体得講座等を再実施

個別課題の対応策等について  
の話し合い

個別相談

実施状況や翌日の支援内容等の確認等

技能体得講座で学んだ技能の実践、その結果を踏まえた再支援

常設の模擬的就労場面を活用した作業支援

センター内での作業支援から事業所内での作業支援に移行させ、技能体得講座、作業支援、個別相談を体系的に実施

### 求職活動支援

- ・ 応募する事業所に合わせてナビゲーションブック(対象者の特性や対応方法等を説明する資料)を活用。
- ・ 応募する事業所に合わせた面接練習を実施。
- ・ 事業所面接にカウンセラーが同行し、ナビゲーションブックに基づき説明。
- ・ 事業所に対して、対象者の雇入れに係る職場環境調整の助言や支援制度の紹介等を実施。

### 発達障害者就労支援ネットワークの構築

ハローワーク、発達障害者支援センター等の関係機関による連絡協議会、個別の関係機関との調整等を通じて、支援対象者の把握、他の支援機関への誘導等、地域の実情に応じた発達障害者の就労支援ネットワークを構築

発達障害者は障害者としての支援の流れに乗っていない者が多いため、普通高校や大学等の一般校や新卒応援ハローワーク等、これまでセンターと関わりのなかった広範な機関との連携を新たに構築

# 難治性疾患患者に対する雇用支援施策

## ◎難治性疾患患者を対象とした支援施策

### ① 難治性疾患患者雇用開発助成金

(平成21年度から実施)

難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行う。

### ② 難病者の雇用管理に関する情報提供の実施

(平成23年度から実施)

「難病のある人の雇用管理の課題と雇用支援のあり方に関する研究」(平成21～22年度)の研究成果を踏まえ、難病のある人の就労の現状等に関するリーフレットを作成し、企業での雇用管理や地域での就労支援のポイント等について情報提供を行う。

※(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構交付金

### ③ 難病患者就労支援事業

(平成19年度から実施)

障害者の就労支援策を参考に都道府県及び難病相談・支援センターが中心となって、難病患者への就労支援事業を実施・評価することとし、国はその実施状況を各都道府県に還元し、各都道府県独自での取り組みを促進する。

(担当：健康局疾病対策課)

## ◎難治性疾患患者が利用できる支援施策

### ① ハローワークにおける職業相談・職業紹介

個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施する。

併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

### ② 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所が、障害者を短期の試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れることにより、障害者雇用に取り組むきっかけをつくり、常用雇用への移行を目指す。

### ③ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

障害者が職場に適応できるよう、地域障害者職業センター等に配置されているジョブコーチが職場に出向いて直接的・専門的支援を行うとともに、事業主や職場の従業員に対しても助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案する。

### ④ 障害者就業・生活支援センター事業

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面にわたる一体的な支援を実施する。

(平成24年11月現在：316か所)

# ① 難治性疾患患者雇用開発助成金

●平成23年度実績 支給件数236件／雇入れ件数239件

## 1 趣旨

いわゆる難病のある人は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限・困難に直面しているが、事業主においては、難病のある人の雇用経験が少ないことや、難病のある人について職務遂行上障害となる症状等が明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、難病のある人を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



## 2 内容

### (1) 対象事業主

難病のある人※1を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れる事業主

### (2) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※2

### (3) 雇用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

※1 難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象疾患(平成24年4月現在で130疾患)を対象とする。

また、筋ジストロフィーを含む。

※2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

## ② 難治性疾患患者の就労に関するマニュアル等



「難病就業支援  
マニュアル」  
(平成20年3月  
高齢・障害者雇用支援  
機構障害者職業総合  
センター)



「難病(特定疾患)を  
理解するために  
～事業主のための  
Q&A～」  
(平成19年3月  
厚生労働省委託事業  
「難病の雇用管理の  
ための調査・研究会」)

「難病のある人の  
雇用管理・  
就業支援  
ガイドライン」  
(平成19年3月  
厚生労働省委託事業  
「難病の雇用管理の  
ための調査・研究会」)



「難病のある人の  
就労支援の  
ために」  
(平成23年4月  
高齢・障害者雇用  
支援機構障害者  
職業総合センター)

